

(別添)

広告掲載の対象としない広告の具体例 (基本方針 4. (2)関係)

掲載の対象としない 広告の内容	具体例
① 法令等に違反する 又はそのおそれがあるもの	ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
② 公序良俗に反するもの 又はそのおそれがあるもの	ア 暴力、賭博、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの オ 射幸心をあおる表示又は表現 カ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
③ 基本的人権を侵害するもの 又はそのおそれがあるもの	ア 他の者を誹謗、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
④ 政治性のあるもの	ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの (選挙広告を含む。) イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの (政党広告を含む。)
⑤ 宗教性のあるもの	ア 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの (宗教団体の広告を含む。)
⑥ 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの	ア 個人又は団体の意見広告 イ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張若しくはこれらを含むもの
⑦ 個人又は法人の名刺広告	ア 氏名や法人名、住所などのみが記載された広告

<p>⑧ 内容又は責任の所在が不明確なもの</p>	<p>ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの</p> <p>イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法又は返品条件等が不明確なもの</p> <p>ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの</p> <p>エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの</p>
<p>⑨ 虚偽であるもの又は事実を誤認させるおそれがあるもの</p>	<p>ア 統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を求めたときに提出されない場合は、不当な表示とみなす。）</p> <p>イ 誇大な表現を含むもの</p> <p>ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの</p> <p>エ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの</p> <p>オ 他人名義の広告</p> <p>カ 粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの</p> <p>キ その他消費者を誤認させるおそれがある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）</p>
<p>⑩ 比較広告</p>	<p>ア 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの</p> <p>イ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨若しくは保証する記述があるもの</p>
<p>⑪ 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの</p>	<p>ア 水着姿又は裸体姿等で、広告内容に無関係で必然性のないもの</p> <p>イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現</p> <p>ウ 残酷な描写その他の善良な風俗に反するような表現</p> <p>エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの</p> <p>オ ギャンブル等を肯定するもの</p> <p>カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの</p>

<p>⑫ その他部局等の長が不適當であると認めるもの</p>	<p>ア 本学が広告主を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの（本学が別に認証等を行っている商品又はサービス等に係るものを除く。）</p> <p>イ 品位を損なう表現のもの</p> <p>ウ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの</p> <p>エ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの</p> <p>オ 投機を著しくあおる表現のもの</p> <p>カ 債権取立て、示談引受け等に関するもの</p> <p>キ 占い、運勢判断等に関するもの</p> <p>ク 通貨又は郵便切手の複写の使用</p> <p>ケ 謝罪、釈明等に関するもの</p> <p>コ 尋ね人、養子縁組等に関するもの</p> <p>サ 人事募集又は解雇広告に関するもの</p> <p>シ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの</p> <p>ス 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの</p> <p>セ デザイン及び色彩が著しくけばけばしく、広告媒体との調和を損なうと認められるもの</p> <p>ソ 懸賞等の景品類を提供するものやクーポン付きのもの</p> <p>タ その他社会的に不適切なもの</p>
--------------------------------	---